

阿賀野市大室財産区議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月2日

阿賀野市長 加藤 博幸

阿賀野市条例第31号

阿賀野市大室財産区議会設置条例の一部を改正する条例

阿賀野市大室財産区議会設置条例（平成16年阿賀野市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第295条」を「第295条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。